

令和 5 年 1 2 月 6 日 開 会

⑤

令和 5 年 第 4 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	副知事の選任について	1
2	公安委員会委員の任命について	2
3	収用委員会委員の任命について	3
4	収用委員会予備委員の任命について	6

1 副知事の選任について

副知事（定数2）のうち、1名が空席となっているので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

飯 塚 博 之

昭和37年9月14日生



現住所	茨城県日立市
学 歴	昭和62年 3月 青山学院大学法学部卒業
職 歴	昭和62年 4月 生活福祉部婦人児童課
	平成23年 4月 農林水産部農業経営課副参事
	平成26年 4月 病院局経営管理課企画室長
	平成28年 4月 保健福祉部企画監
	平成29年 9月 秘書課長
	平成31年 4月 総務部次長
	令和 2年 4月 総務部理事兼次長兼知事公室長
	令和 3年 4月 総務部長
	令和 5年 3月 茨城県退職
	令和 5年 4月 総務部県庁改革推進官

【選任理由】

候補者は、本県職員として様々な業務に従事し、県行政に関する優れた識見及び豊富な実務経験を有しており、副知事としてこれまでの経歴を生かした活躍が期待できる。

以上のことから、副知事として適任であり、選任しようとするものである。

2 公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数3）のうち、寺門一義氏が令和5年12月20日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

白 川 洋 子

昭和29年6月9日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和56年 3月	秋田県立衛生看護学院卒業	
職 歴	昭和56年 4月	筑波大学附属病院	
	平成20年 4月	筑波大学附属病院看護部長	
	平成21年 4月	筑波大学附属病院副病院長	
	平成26年 6月	公益社団法人茨城県看護協会副会長	
	令和 元年 6月	公益社団法人茨城県看護協会会長	

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第38条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、医療機関の副病院長として地域医療の充実に取り組むとともに、茨城県看護協会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

3 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、説田賢哉氏、後藤直樹氏及び山田春男氏が令和6年1月31日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

後 藤 直 樹

昭和35年7月28日生



現住所	茨城県常陸太田市
学 歴	昭和59年 3月 中央大学法学部卒業
職 歴	平成 5年 4月 弁護士登録
	平成18年11月 茨城県公害審査会委員（3期）
	平成22年10月 茨城県収用委員会予備委員（3期）
	平成26年 4月 茨城県弁護士会会長
	平成28年10月 茨城県情報公開・個人情報保護審査会委員
	平成30年 2月 茨城県収用委員会委員（2期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会会長や茨城県公害審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、令和元年10月から、茨城県収用委員会会長を務めるなど適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

岩 上 康 雄

昭和 3 2 年 9 月 1 日 生



現住所	茨城県那珂市		
学 歴	昭和 5 5 年	3 月	茨城大学人文学部卒業
職 歴	昭和 5 5 年	4 月	企画部鹿島開発局鹿島開発第一課
	平成 2 0 年	4 月	土木部港湾課副参事
	平成 2 1 年	4 月	土木部港湾課港湾経営室長
	平成 2 3 年	4 月	生活環境部環境政策課長
	平成 2 6 年	4 月	総務部地域支援局県民センター総室長
	平成 2 8 年	4 月	総務部参事兼総務課長
	平成 2 9 年	4 月	商工労働観光部次長
	平成 3 0 年	3 月	茨城県退職
	平成 3 0 年	5 月	一般社団法人茨城県建設業協会常務理事
	令和 3 年	5 月	一般社団法人茨城県建設業協会専務理事
	令和 4 年	1 0 月	茨城県収用委員会予備委員（1 期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 5 5 年の茨城県入庁以来、総務部参事兼総務課長や商工労働観光部次長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、収用委員会予備委員を務めており、収用委員会においては、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

関 哲 也

昭和44年10月13日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	平成 5年 3月	明治大学商学部卒業	
職 歴	平成13年 2月	不動産鑑定士登録	
	平成30年 4月	茨城租税債権管理機構顧問	
	令和 3年 4月	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 生活福祉資金運営委員会委員	
	令和 3年10月	常陸大宮市空家等対策協議会委員	
	令和 5年 5月	一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会会長	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、茨城租税債権管理機構顧問や茨城県不動産鑑定士協会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

4 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、岩上康雄氏を令和6年2月1日付をもって収用委員会委員に任命しようとするに伴い予備委員が1人欠員となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

谷 口 克 文

昭和35年1月31日生



現住所	茨城県ひたちなか市		
学 歴	昭和58年	3月	中央大学経済学部卒業
職 歴	昭和58年	4月	総務部地方課
	平成21年	4月	土木部道路建設課副参事
	平成23年	4月	土木部都市局住宅課住宅供給公社対策室長
	平成25年	4月	産業立地推進東京副本部長
	平成26年	4月	立地推進東京副本部長
	平成27年	4月	教育庁総務企画部財務課長
	平成29年	4月	総務部出資団体指導監兼行政監察監
	平成31年	4月	監査委員事務局長
	令和 2年	3月	茨城県退職
	令和 2年	4月	那珂市副市長
	令和 4年	4月	一般財団法人茨城県遺族連合会事務局長

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和58年の茨城県入庁以来、総務部出資団体指導監兼行政監察監や監査委員事務局長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。